(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市イメージキャラクター「くらすけくん」の着ぐるみ(以下「くらすけくん着ぐるみ」という。)の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(種類及び個数)

- 第2条 くらすけくん着ぐるみの種類及び個数は、次のとおりとする。
  - (1) 種類 くらすけくん着ぐるみ
  - (2) 個数 2体

(貸出し)

- 第3条 市長は、市の事業に支障を生じないと認められる範囲において、くらすけくん着ぐるみを貸 し出すことができる。
- 2 前項の規定による貸出しの期間は、貸出日から起算して7日以内とする。

(貸出しの基準)

- 第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、くらすけくん着ぐるみの貸出しを承認 するものとする。
  - (1) 市の信用又は品位を損なうおそれがある場合
  - (2) 営利目的で使用する場合(社会貢献又は地域の活性化、PR等を目的とした使用であると市長が認める場合を除く。)
  - (3) 自己の商標又は意匠とすることその他独占的に使用するおそれがある場合
  - (4) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
  - (5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与えるおそれがある場合
  - (6) その他市長が貸出しについて適当でないと認める場合

(借入れの申込み)

- 第5条 くらすけくん着ぐるみの貸出しを受けようとするものは、あらかじめくらすけくん着ぐるみ借入申込書兼借用書(様式第1号)にチラシその他使用の内容が分かる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する申込みは、貸出しを受けようとする日の2月前から7日前までの間に行わなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りではない。

(貸出しの承認等)

- 第6条 市長は、前条第1項に規定する申込みがあったときは、速やかにその内容を審査し、貸出し を承認するときは、くらすけくん着ぐるみ貸出承認通知書(様式第2号)により、貸出しを承認し ないときは、くらすけくん着ぐるみ貸出不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知するもの とする。
- 2 市長は、前項の規定により貸出しを承認する場合は、必要な条件を付すことができる。 (貸付料)
- 第7条 くらすけくん着ぐるみの貸付料は、無料とする。ただし、くらすけくん着ぐるみの運搬等に 係る経費は、前条第1項の規定により貸出しの承認を受けたもの(以下「借受者」という。)の負担とする。

(使用上の遵守事項)

- 第8条 借受者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 第6条第1項の規定により承認を受けた貸出期間を遵守すること。
  - (2) 係員の指示に従い、くらすけくん着ぐるみの持出し及び返納を行うこと。
  - (3) くらすけくん着ぐるみを第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
  - (4) 承認を受けた内容以外の内容に使用しないこと。
  - (5) 雨天時にくらすけくん着ぐるみを屋外で使用しないこと。
  - (6) 屋外でくらすけくん着ぐるみを使用中に雨天となった場合は、速やかに屋内に退避するとと もに、くらすけくん着ぐるみの汚損等を除去し、清潔に保つこと。
  - (7) 前2号に掲げるもののほかくらすけくん着ぐるみが汚損しないように努めること。
  - (8) くらすけくん着ぐるみの脱着は、関係者以外の目に触れない場所で行うこと。
  - (9) くらすけくん着ぐるみの操作者は、くらすけくん着ぐるみ装着中に発声しないこと。
  - (10) くらすけくん着ぐるみの装着中は、必ず1名以上の補助者をつけること。
  - (11) 市長が別に定めるマニュアルに基づき、正しく使用すること。
  - (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が付した条件に従って使用すること。

(貸出し承認の取消し)

- 第9条 市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、貸出しの承認を取り 消すことができる。
  - (1) この要綱に違反し、又はそのおそれがあるとき。
  - (2) 借入れの申込みに虚偽、不正等があったとき。
  - (3) くらすけくん着ぐるみの損傷等により、貸し出すことができなくなったとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が貸出しすることが不適当と認めるとき。
- 2 市長は、貸出しの承認を取り消したときは、くらすけくん着ぐるみ貸出取消通知書(様式第4号) によりその借受者に通知するものとする。
- 3 借受者は、第1項の規定により貸出しの承認を取り消されたときは、直ちにくらすけくん着ぐる みを返却しなければならない。

(原状回復)

- 第10条 借受者がくらすけくん着ぐるみを汚損した場合は、当該借受者の責任及び負担により、補修 又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。
- 2 借受者がくらすけくん着ぐるみを損傷した場合において、補修が困難なときは、借受者が実費弁 償しなければならない。
- 3 借受者は、前2項の規定により、くらすけくん着ぐるみを補修し、若しくはクリーニングし、又は実費弁償する場合は、事前に市長に報告し、その指示に従わなければならない。

(責任の制限)

第11条 くらすけくん着ぐるみの貸出し(貸出し承認の取消しを受けた場合を含む。)により借受者 又は第三者に損害、損失等が生じても、市は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負 わない。

(その他)

第12条 その他くらすけくん着ぐるみの貸出しに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- この告示は、平成24年8月6日から施行する。 附 則
- この告示は、平成25年6月21日から施行する。 附 則
- この告示は、平成25年10月1日から施行する。

# くらすけくん着ぐるみ借入申込書兼借用書

年 月 日

(宛先)

倉吉市長

申込者住所商号又は名称氏名

くらすけくん着ぐるみを使用したいので、次のとおり申し込みます。

なお、申込みに当たっては、倉吉市イメージキャラクター「くらすけくん」着ぐるみ貸出要綱(平成24年倉吉市告示第170号)の規定の適用を受けることについて同意します。

記

1	使用するイベント等の名称	
2	イベント等の内容	
3	使用方法	(具体的に記載して下さい。)
4	使用場所	
5	運搬方法	
6	使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
7	借入希望日時	年 月 日 (時間: ) ※時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。
8	返却予定日時	年 月 日 (時間: ) ※時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。
9	連絡先	担当者名: 電話番号: E-mail:
10	添付書類	イベント等のパンフレット、チラシ等

借 用 書

上記のとおりくらすけくん着ぐるみの貸付を受けました。

年 月 日

氏 名

## くらすけくん着ぐるみ貸出承認通知書

年 月 日

様

倉吉市長

印

年 月 日付けで申込みのあったくらすけくん着ぐるみの貸出しについては、次のとおり承認します。

記

#### 【承認内容】

1 貸出期間

貸出日 年 月 日

使用期間 年 月 日から 年 月 日まで

返却日 年 月 日

- 2 「くらすけくん着ぐるみ借入申込書」に記載の内容のとおりに使用すること。
- 3 倉吉市イメージキャラクター「くらすけくん」着ぐるみ貸出要綱を遵守すること。
- 4 貸出し条件

# くらすけくん着ぐるみ貸出不承認通知書

年 月 日

様

倉吉市長

印

年 月 日付けで申込みのあったくらすけくん着ぐるみの貸出しについては、次の理由により承認できません。

記

1 理由

## くらすけくん着ぐるみ貸出取消通知書

年 月 日

様

倉吉市長

印

年 月 日付けで承認したくらすけくん着ぐるみの貸出しについては、次の理由により貸出しを取り消します。

なお、この通知があった日以後、直ちに貸し出したくらすけくん着ぐるみを返却してください。

記

1 理由